

参考資料 - 6

具体的な施策メニュー案

(1) 利用と環境の問題

水質汚濁

- ・国、都道府県、市町村は、総量規制の着実な実施を図る。
- ・国及び河川管理者、港湾管理者等水域管理者は、河川・海域における汚泥浚渫や覆砂などの直接浄化対策を推進する。
- ・国、都道府県、市町村は、下水道の整備等生活排水対策を推進する
- ・国、都道府県、市町村は、合流式下水道の改善を緊急に実施する
- ・国が主体となって地方公共団体を含む関係者間の連携を強化し、効果的な水質汚濁防止対策を図る。
- ・国、港湾管理者等による水質データ取得を引き続き行うとともに、国は、環境に関する情報の発信及び共有化の場を設置する。
- ・国、都道府県、市町村は、下水道の高度処理を一層推進する。

船舶事故による油流出

- ・国は、潮流・風等のリアルタイムデータ等漂流予測に必要なデータを充実する。
- ・国は、事故発生時の迅速な確かな応急活動のための情報を整備する。
- ・国は、環境影響を最小限にするための環境脆弱性指標（ESI）を導入する。
- ・国は、大型浚渫兼油回収船等の油防除資機材を整備するとともに、回収技術の開発を推進する。

海岸漂着ゴミ

- ・海岸管理者、その他の自治体、ボランティア、地域住民等との役割分担の制度化を海岸管理者が中心となって実施するとともに、新たな誘引付与等の支援措置メニューを国が検討する。
- ・河川や海岸における一般のゴミ投棄は法令上実質的に規制されていないため、国においては法令による規制の強化、都道府県・市町村においては条例による規制の強化について検討を行う。
- ・海岸管理者やその他の自治体による河川や海岸におけるゴミ捨て禁止活動を一層推進する。
- ・国においては、関係行政機関と連携して海岸漂着ゴミに関する対策の検討を行う。
- ・海岸管理者とその他の自治体との役割分担を明確化することにより、都道府県においても適切な予算措置の確保を行う。
- ・海岸管理における国の支援措置を充実させる。（地方交付税措置）

海岸侵食

1) 海岸侵食

- ・海岸管理者等の関係機関が連携して海岸地形や沿岸漂砂量のモニタリングを実施する。
- ・国においては、海岸構造物等の整備が砂浜に与える影響の解明に努める。
- ・海岸管理者は、沿岸漂砂による土砂の収支が適切になるように構造物の設計を工夫する。
- ・海岸管理者は、サンドバイパス等の実施など海岸部への適切な土砂供給が図られるよう総合的な土砂管理対策を実施する。

2) 海砂利採取

- ・国は関係省庁で連携して実効ある施策を実施する。
- ・国は砂利採取量が周辺地域の環境へ与える影響について、様々な側面からの情報の把握と活用を図り、早期に海砂利採取にかかわる技術的な知見を高める。
- ・都道府県、海岸管理者においては、海砂採取の許可にあたっては、防災・環境保全のため、沿岸域における総合的な管理の視点から、関係部局との連携を図りつつ適切に運用する。
- ・国においては、骨材として、安価で大量に使用することが期待できる代替材料開発を支援する（調査・研究費の補助など）

干潟等の減少

- ・国、港湾管理者は、干潟・藻場の保全・再生・創造を推進する。
- ・国は、計画段階から施工後の維持管理まで、地域住民・NPO等が干潟の再生等に参画できる仕組みを構築する。
- ・国は、沿岸域における自然との共生や自然再生に向けた関係者間の連携を強化する。
- ・国は、沿岸域に関する地域からの様々な相談に応じるための窓口を設置する。
- ・地域と密着した行政を展開するため、国は、職員の教育・研修を実施する
- ・国は、沿岸域の環境に関する情報の発信、情報の共有化の場を設置する
- ・国、港湾管理者及び海岸管理者等水域管理者は、市民が沿岸域の自然とのふれあい体験を通して環境について学習する場を提供する
- ・国は、沿岸域における干潟等の生態系保全を視野に入れた総合的な調査を実施する

海岸利用による生態系への影響

- ・海岸管理者は、海岸における生物、植物の状況を把握するため、NPO等との連携により、環境調査を実施する。
- ・地方自治体による条例や海岸法に基づく区域指定により、地方自治体や海岸管理者は、車の乗り入れ規制などを積極的に実施する。
- ・海岸管理者は、車等による海岸利用者に対し、海浜植物の脆弱性等についての啓発活動を実施する。

(2) 利用における問題

レジャー利用と漁業の輻輳

- ・国は、関係行政機関と連携し、トラブルが生じた場合に調整する仕組みを創設する。
- ・都道府県又は市町村は、各沿岸域におけるレジャーと漁業のルールづくりを推進する。

レジャー利用同士の輻輳

- ・都道府県又は市町村は、各沿岸域における利用者間ル - ルづくりを推進する。
- ・国、都道府県、市町村は、関係者への安全に関する啓発活動やITを活用した情報提供を充実する。

プレジャーボート等の放置

- ・国は、放置艇の撤去・売却等に係る手続を簡略化する。
- ・国は、小型船舶に対する保管場所確保の義務化を検討する。
- ・港湾管理者、河川管理者等水域管理者は、港湾法、河川法、海岸法等を適用し、放置艇の撤去などを積極的に実施する。
- ・港湾管理者、河川管理者等水域管理者は、ボ - トオ - ナ - に対して、放置（不法係留）に関する広報・啓発活動を実施する。
- ・国及び港湾管理者、河川管理者等水域管理者は、放置艇の適正な係留・保管が実現されるよう、マリ - ナの整備・支援に加え、港湾においてはボ - トパ - ク等の低廉な係留施設を整備することにより係留保管場所の確保に努める。
- ・国及び港湾管理者、河川管理者等水域管理者は、施設の整備状況を考慮しつつ、施設の本来の機能に支障のない範囲内で、既存の防波堤、護岸、係留施設などでの暫定的な受入を行う。
- ・国及び港湾管理者、河川管理者等水域管理者は、民間の能力等も活用し、利用者の料金負担力に見合った施設整備が促進される仕組みを検討する。
- ・国は、所有者不明の放置艇の売却や廃棄処分を行う地方自治体に対して、その費用の一部を補助する。

臨海部の土地利用の問題

- ・国及び港湾管理者は、臨海部の再編計画の作成にあたって、民間事業者の参画を求める。
- ・国及び港湾管理者は、港湾計画の変更や臨港地区の変更など、再編を進める際に必要となる各種計画の変更手続の迅速化を図る。
- ・国は、臨海部土地情報センタ - （仮称）を設置する。
- ・国は、臨海部の再編計画を策定する港湾管理者に対して、財政支援を行う。
- ・国は、港湾関係民活事業や臨海部における民間都市再生事業を実施する民間事業者に対して、財政支援を行う。
- ・港湾管理者は、民間事業者が臨海部の多様な利用を進めるために必要な交通アクセス、緑地、護岸の整備等を行う。

広域的な空間利用への対応

- ・一つの経済圏や生活圏を構成し、あるいは一つの海域を構成している地域において複数の港湾が存在し、相互に経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する場合は、国及び関係港湾管理者は港湾相互間の連携を確保する。

沿岸域での新たな利用

- ・国は、沿岸域での新たな利用に関し、公平な海域の利用および利用以外の価値との適切な調整が図られるよう、制度整備を含めた実効的な利用調整の仕組みについて検討する。

(3) 防災対策と環境の問題

海岸整備等による生態系への影響

- ・海岸管理者は、施設整備の計画から実施・維持管理までの各段階において、海岸における事業や保全計画、環境特性などの情報を広く公開するとともに、合意形成を目指した様々な取組を推進するため、国においてモデル事業の実施やガイドラインの作成を行う。
- ・海岸管理者は海洋工学や水産生物の専門家等と連携を図りつつ、ウミガメやカブトガニ等の生息状況に関する調査を推進する。
- ・海岸管理者は、希少種に加え、従来、沿岸域に広く生息していた生物種の再生・保護を目指した自然再生型公共事業の実施による砂浜や干潟の整備を行う。

(4) 防災対策と利用の問題

海岸構造物によるレジャー利用への影響

- ・海岸管理者は、計画段階から積極的に施設整備の情報提供を行う。
- ・海岸管理者は、海流の変化予測等、多様な利用形態を踏まえた調査を実施する。
- ・海岸管理者は、アクセス性に配慮した施設整備を実施する。

護岸、離岸堤の整備による景観の悪化

- ・海岸管理者は、施設整備の計画から実施・維持管理までの各段階において、海岸における事業や保全計画、環境特性などの情報を広く公開するとともに、合意形成を目指した様々な取組を推進するため、国においてモデル事業の実施やガイドラインの作成を行う。
- ・国、都道府県、市町村は、多様な主体の協働による海辺づくりの国民運動を展開する
- ・海岸管理者は、海辺の景観デザイン技術の向上を図る。

(5) 防災対策における問題

防災対策の遅れ

- ・ 海岸管理者は、堤防・津波防波堤等の着実かつ効率的な整備を行う。
- ・ 海岸管理者は、ハザードマップの作成など地域と協力したソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を実施する。国においては、技術的な支援等を行う。
- ・ 迅速な避難及び情報伝達の観点から、海岸管理者は津波・高潮防災ステーション等の整備を推進する。

(6) 環境・利用・防災の各側面に関する問題

地球温暖化問題・循環型社会の構築への対応

1) 地球温暖化問題

- ・ 国は、地球温暖化による海面上昇に対して、短中長期の各段階において適切な対策を実施する。
- ・ 国は、風力発電施設をはじめとする自然エネルギー - 関連施設の増大する立地需要に対して、港湾空間の提供を図る。

2) 循環型社会の構築

- ・ 循環型社会の実現を図るため、国は、広域的なリサイクル施設の立地に対応した港湾において、既存ストックを最大限に活用し、物流コストの低減及び環境負荷の軽減を主眼においた静脈物流システムを構築する。